

令和8年御殿場市議会
6月定例会議案資料

件名	頁
承認第3号・第4号関係共通資料	1
承認第5号関係資料	2
議案第28号関係資料	4
議案第29号関係資料	6
議案第30号関係資料	8
議案第32号関係資料	9
議案第33号関係資料	13
報告第7号関係資料	14

承認第3号・第4号関係共通資料

御殿場市税賦課徴収条例 } の改正概要 御殿場市都市計画税条例 }

1 背景

本件は、令和8年度税制改正に伴う地方税法等の改正により、市民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税に関し、適用基準等を整理する必要性が生じたことから、御殿場市税賦課徴収条例及び御殿場市都市計画税条例についてそれぞれ所要の改正を行ったものです。

2 主な改正内容

(1) 個人住民税関係

- ① 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務範囲の見直し
- ② 住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長
- ③ 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の整備

(2) 軽自動車税関係

- ① 軽自動車税の「環境性能割」の廃止に伴う関係規定の削除
- ② 軽自動車税に係る表記を「種別割」から「軽自動車税」に変更

(3) 固定資産税・都市計画税関係

- ① 固定資産税の家屋・償却資産に係る免税点の引上げ
※ 都市計画税については、御殿場市税賦課徴収条例の規定を適用
- ② 軽減措置に関する調整及び課税標準の特例の新設

3 施行期日等

(1) 原則 令和8年4月1日

(2) 個人市民税関係

- ① 公的年金等受給者等の扶養親族等申告書の提出義務範囲の見直し、住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長等に係る改正 令和9年1月1日
- ② 寄附金税額控除に係る改正及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しに伴う改正 令和10年1月1日
- ③ 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の整備に係る改正 関係法施行日の属する年の翌々年の1月1日

(3) 固定資産税の免税点に係る改正 令和9年4月1日

御殿場市国民健康保険税条例の改正概要

1 背景

低所得者階層に対する国民健康保険税の負担の軽減を図るため、納税義務者及び世帯に属する被保険者の所得の合算額が一定額以下の場合には、被保険者均等割額及び世帯別平等割額について、地方税法施行令で定める基準に従い、条例で定める額を軽減しています。今回、令和8年3月31日に公布された地方税法施行令の一部改正により、軽減対象となる所得基準額が引き上げられ、軽減対象世帯の拡大が図られました。

これに伴い、関連する御殿場市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 5割軽減の拡大（軽減対象となる所得基準額の引上げ）

【従前】 基準額 43万円＋（給与所得者等の数（※1）－1）×10万円
＋30.5万円× 被保険者数（※2）

（具体例 3人世帯の場合：給与収入 約203万円（未満））

【改正後】 基準額 43万円＋（給与所得者等の数（※1）－1）×10万円
＋31万円× 被保険者数（※2）

（具体例 3人世帯の場合：給与収入 約205万円（未満））

(2) 2割軽減の拡大（軽減対象となる所得基準額の引上げ）

【従前】 基準額 43万円＋（給与所得者等の数（※1）－1）×10万円
＋5.6万円× 被保険者数（※2）

（具体例 3人世帯の場合：給与収入 約313万円（未満））

【改正後】 基準額 基準額 43万円＋（給与所得者等の数（※1）－1）×10万円
＋5.7万円× 被保険者数（※2）

（具体例 3人世帯の場合：給与収入 約317万円（未満））

（※7割軽減は従前のおり 基準額 43万円以下）

※1 一定の給与所得者（給与収入65万円超）及び公的年金等に係る所得を有する者
（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））

※2 同じ世帯の中で国民健康保険から後期高齢者医療に移行した被保険者を含む。

(参考) 令和8年度国保税率・税額 (◆軽減対象)

区 分 内 容	医療保険分	後期高齢者 支 援 金 分	介 護 納付金分 ※ 40歳以上 65歳未満	子 ども ・子育て 支 援 金 分	計
所得割額	6.0%	2.3%	2.0%	0.26%	10.56%
◆被保険者均等割額 ※子ども分は18歳以上加入者	24,000円	9,600円	14,400円	1,940円	49,940円
○ 7割軽減 (軽減後税額)	7,200円	2,880円	4,320円	582円	14,982円
○ 5割軽減 (軽減後税額)	12,000円	4,800円	7,200円	970円	24,970円
○ 2割軽減 (軽減後税額)	19,200円	7,680円	11,520円	1,552円	39,952円
◆世帯平等割額 ※特定世帯及び特定継続世帯以外	21,600円	7,800円			29,400円
○ 7割軽減 (軽減後税額)	6,480円	2,340円			8,820円
○ 5割軽減 (軽減後税額)	10,800円	3,900円			14,700円
○ 2割軽減 (軽減後税額)	17,280円	6,240円			23,520円

御殿場市新たな観光振興財源検討委員会設置条例の概要

1 「御殿場市新たな観光振興財源検討委員会」設置の背景、目的等

(1) 設置の背景

全国的に、交流人口の増加や消費の拡大等により地域経済に大きな波及効果をもたらす「観光振興の重要性」が一層高まっている中、これまで以上に観光振興の取組を重点的かつ継続的に展開し、本市の持続的発展に繋げていくためには、従来の財源には頼らない、新たな財源の確保が必要となります。

新たな財源による更なる観光振興施策の展開は、本市の魅力向上や新たなサービスの提供等の創出に繋がり、このことが観光客、宿泊客の増加による観光消費の増加、雇用の増大等を生み出し、ひいては本市に税収増をもたらすこととなります。そして、この財源を観光振興施策等に再投資することで、持続的な地域経済の好循環が期待できます。

(2) これまでの経緯

- ①庁内検討委員会における「新規観光振興財源・使途・制度設計」等の検討（令和7年度）
- ②御殿場市観光協会から市内宿泊事業者4団体の意見を取りまとめた「宿泊税導入の検討及び推進への要望書」の提出（令和8年2月）
- ③御殿場市観光戦略プラン（令和8年度～令和12年度）に、市の役割として「新たな財源の確保に向けた検討」が明記

(3) 設置目的

上記(1)、(2)を踏まえ、本市の新たな安定的観光振興財源について検討するため、「御殿場市新たな観光振興財源検討委員会」を設置します。

2 所掌事務

本市の観光振興を図るための新たな財源に関する事その他市長が必要と認める事項を調査・審議します。

3 委員及び委員報酬

(1) 委員構成

委員会は、委員10人以内で組織します。

- ①観光業に携わる者
- ②観光関係団体に属する者
- ③経済関係団体に属する者
- ④知識と経験を有する者

(2) 報酬額

①委員長 日額 7, 200円

②委員 日額 6, 700円

4 施行期日

公布の日

議案第 29 号関係資料

御殿場市小山広域都市計画富士見原地区計画の区域内における 建築物等の制限に関する条例の概要

1 背景

御殿場市市街化調整区域における地区計画適用に関する基本方針に基づき、土地所有者から都市計画提案があり、同提案が地区計画としての要件に適合していることから、不良な街区形成の防止による周囲の住宅団地と調和した良好な住環境の形成及びコミュニティの維持を図るため、都市計画決定がされました。

この条例は、建築基準法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、都市計画決定の実効性をより高めるため、建築物等に関する制限を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的として制定するものです。

2 適用区域

御殿場小山広域都市計画富士見原地区計画（令和 8 年 3 月 31 日告示）の区域内

3 制限の内容

富士見原地区計画の都市計画決定に則り、次のとおり制限を行います。

- (1) 建築物の用途の制限（一戸建て住宅、長屋、兼用住宅、公園施設等が建築可能）
- (2) 容積率の最高限度（150%以下）
- (3) 建築物の敷地面積の最低限度（200㎡以上）
- (4) 建築物の壁面の位置の制限（原則、建築物は敷地境界から 1.0m 以上離す）
- (5) 建築物の高さの最高限度（10m 以下）
- (6) 垣又は柵の構造の制限（ブロック塀その他これに類するものは設置不可）

4 その他

- (1) 特例許可あり（市長がやむを得ないと認め、建築審議会の同意を得たものに限る）
- (2) 罰則あり

5 施行期日

公布の日

富士見原地区計画区域図



富士見原地区計画

富士見原
住宅団地

0 200m

議案第30号関係資料

富士見原住宅団地污水处理施設分担金徴収条例の概要

1 背景

富士見原住宅団地隣接の一団の土地の開発に当たり、市街化調整区域の地区計画の都市計画提案があり、新たに立地する建築物の汚水の排除に関し富士見原住宅団地污水处理施設への接続が要望されました。

これに対応すべく、新規に接続する土地に係る分担金の徴収に関し、必要な事項を定める条例を制定するものです。

2 内容

- (1) 分担金を徴収する区域を明確にするための告示の実施について規定
- (2) 分担金の額は、公共ます1個当たり20万円
- (3) 市長の承認を得て民間事業者が工事の施行等を行うことができる規定を追加するため、附則において御殿場市富士見原住宅団地污水处理施設条例の一部を改正

3 施行期日

公布の日

議案第 3 2 号関係資料

字の区域の変更について

1 概要

富士見原住宅団地に隣接する御殿場市大字大坂地先の開発区域については、将来的に富士見原区として行政運営が行われる予定であることから、生活圏と住所との整合性を図るため、字界を合理化する必要があります。

本件は、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、大字大坂の一部を富士見原三丁目に編入することについて、議会の議決を求めるものです。

2 法的根拠

市域内の字の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止し、又は字の区域若しくはその名称を変更することは、行政区画として、市の行政と密接な関連があり、住民生活にも直接、間接に影響することから、地方自治法において、これらを行う場合には、市議会の議決を経てこれを定め、市長がこれを告示しなければならないとされています。

3 対象区域

字界は、道路や水路など明確な地形地物であることが望ましいとされており、宅地開発の区域一団を字界変更するものです。

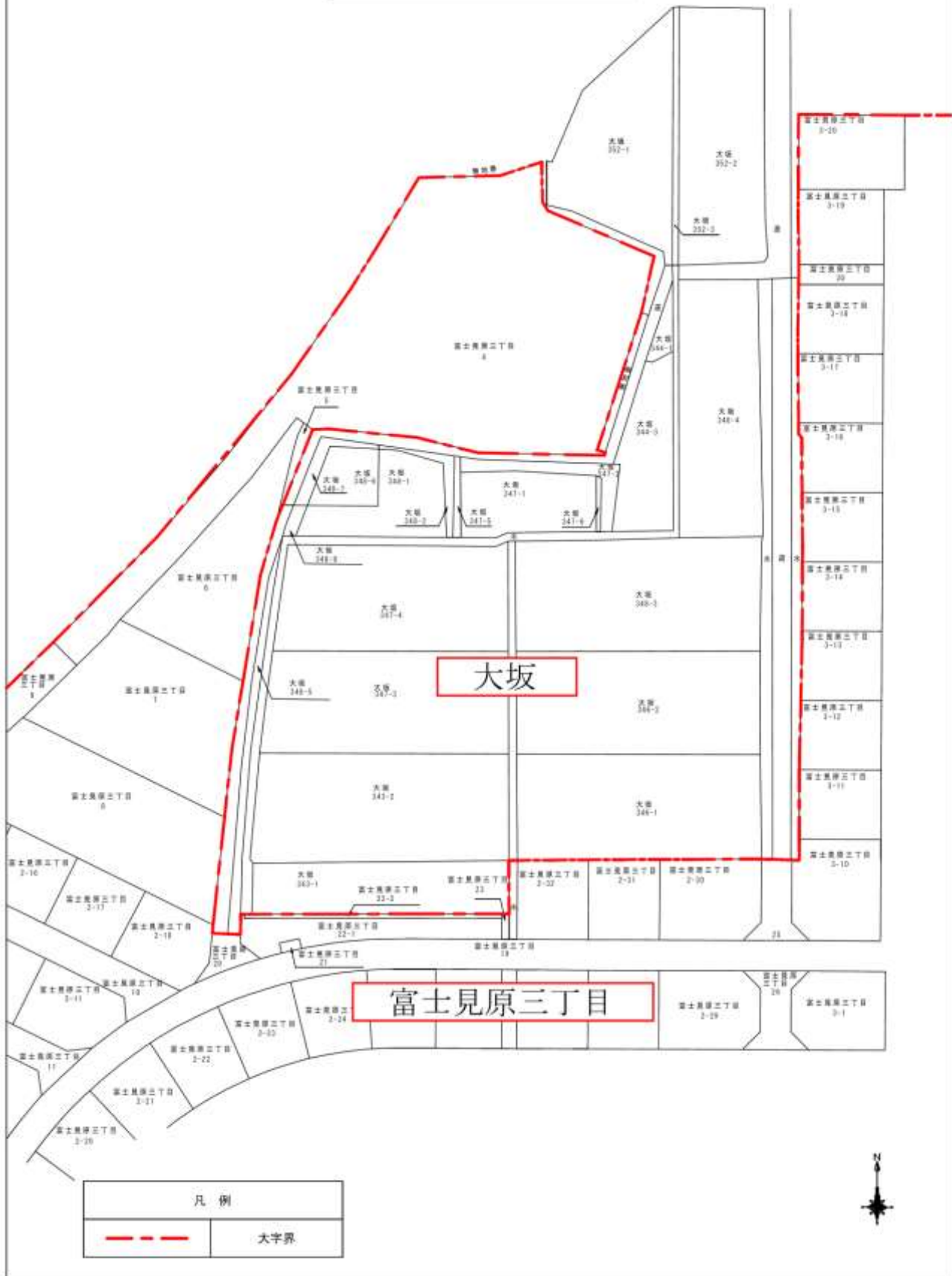
具体的には、大坂字西川ハタ 3 4 3 の 1、3 4 3 の 2、3 4 4 の 1、3 4 4 の 3、3 4 6 の 1、3 4 6 の 2、3 4 7 の 1 から 3 4 7 の 6 まで、3 4 8 の 1 から 3 4 8 の 8 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部が対象となります。

新旧対照表

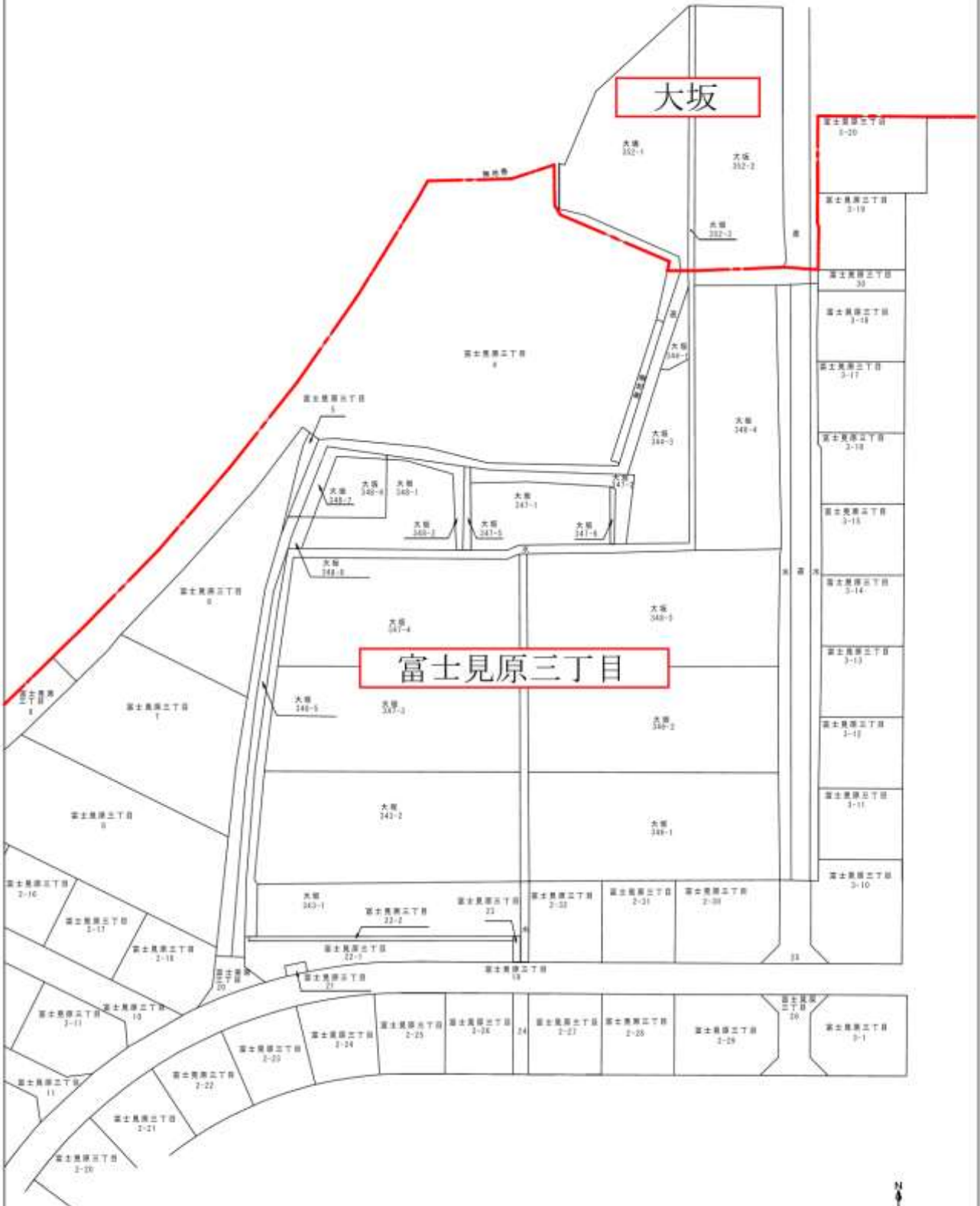
変更前			変更後	
大字	小字	地番	町	小字
大坂	西川ハタ	3 4 3 の 1、3 4 3 の 2、3 4 4 の 1、3 4 4 の 3、3 4 6 の 1、 3 4 6 の 2、3 4 7 の 1 から3 4 7 の 6 まで及び 3 4 8 の 1 から3 4 8 の 8 まで	富士見原三丁目	-
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の区域に編入する。				

備考 地番については、令和7年12月1日現在の地番である。

区域変更図(変更前)



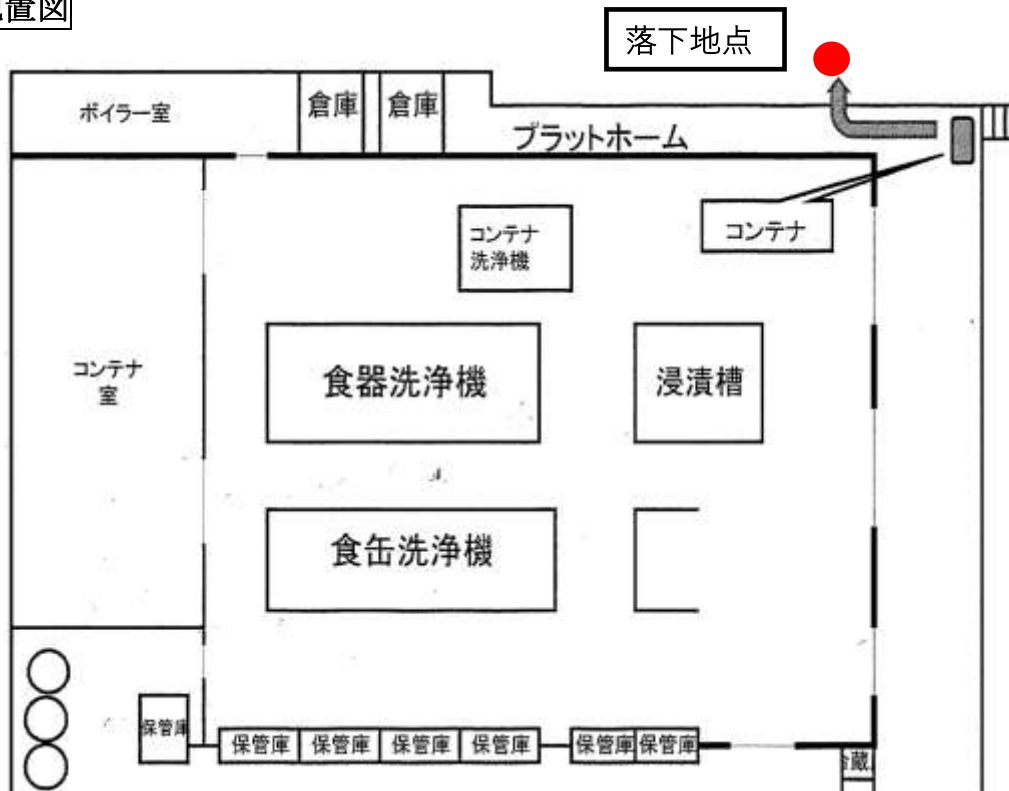
区域変更図(変更後)



凡例	
	大字界

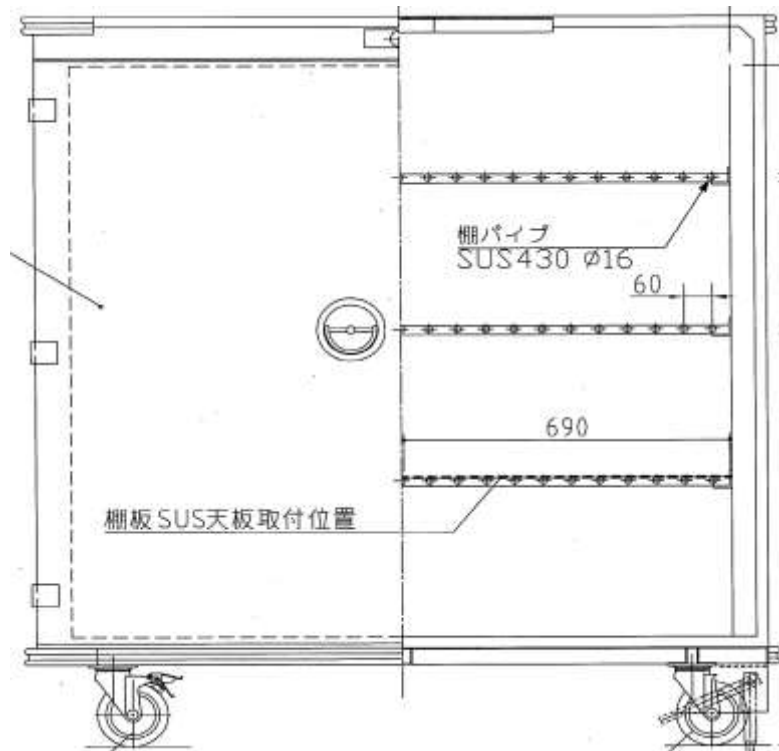


施設配置図



御殿場市川島田1910番地の9 御殿場市立西学校給食センター

コンテナ立面図



長辺 1,600 mm 短辺 900 mm 高さ 1,696 mm 重さ 290 kg 材質ステンレス

